

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して食料や水資源、エネルギーを供給し、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、災害の防止や森林による地球温暖化防止などの国土保全にも貢献するなど多面的かつ重要な機能を担っており、引き続き国全体で特別な支援を行っていく必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、過疎地域の重要性を再認識し、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 令和2年度末で失効する過疎地域自立促進特別措置法のこれまでの成果と課題を十分に検証し、改善すべき点を明らかにした上で、抜本的な対策を盛り込んだ新たな法律を制定すること。
- 2 新たな法律における過疎地域の指定に当たっては、現行の過疎指定地域を引き続き指定するとともに、人口や財政力のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月2日

長岡市議会議長 丸山 広 司

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣